

変わります！ 専門理学療法士制度（第3報）

学術局 専門領域研究部
部長 長澤 弘

第2報では、専門理学療法士と認定理学療法士制度の基本構想と認定条件の素案について説明しました。今回の制度改正では「専門理学療法士」と「認定理学療法士」の称号資格をより公的に、しかも社会的に認知される専門性資格となることを目標としています。そのために協会が国の定める「医療広告ガイドライン」に準じた「専門性資格認定団体」として認可される必要があります。そこで今回はこの基本となる「医療広告ガイドライン」について説明します。

1. 「医療広告ガイドライン」（一部抜粋）の趣旨とは

医療広告ガイドラインとは「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（厚生労働省 2007年4月1日施行）」をいう。医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告については、患者等の利用者保護の観点から医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）その他の規定により制限されてきた。今般、社会保障審議会医療部会における意見等を踏まえ、患者やその家族あるいは住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関を選択することが可能となるように、患者等に対して必要な情報が正確に提供され、その選択を支援する観点から、広告可能な内容を相当程度拡大することとしたものである。

2. 医療広告ガイドラインによる医療従事者の専門性に関する認定とは

- 1) 学術団体として法人格を有していること。
 - 2) 会員数が千人以上であり、かつ、その8割以上が当該認定に係る医療従事者であること。
 - 3) 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
 - 4) 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
 - 5) 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格（以下、「資格」）の取得条件を公表していること。
 - 6) 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては5年以上、看護師その他の医療従事者においては3年以上の研修の受講を条件としていること。
 - 7) 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
 - 8) 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
 - 9) 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。
- 以上にあるような認定要件が定められている。

3. 医療広告ガイドラインを許されている団体

- 1) 医師（資格名の数47、団体の数49）
例：資格名；整形外科専門医、団体名：日本整形外科学会
資格名；リハビリテーション科専門医、団体名：日本リハビリテーション医学会
- 2) 歯科医師（資格名の数4、団体の数4）
例：資格名；口腔外科専門医、団体名：日本口腔外科学会
- 3) 看護師（資格名の数26、団体の数1）
例：資格名；がん看護専門看護師、団体名：（社）日本看護協会
資格名；救急看護認定看護師、団体名：（社）日本看護協会

現在のところこの医療広告ガイドラインに該当する団体は以上の医師、歯科医師、看護師の3職種のみである。今後当会の専門理学療法士および認定理学療法士を当ガイドラインに認定されるに足る専門資格となるような整備が必要となる。

次回第4報では「新制度移行へのタイムテーブル」について説明いたします。

- (参考) 1. 医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0629-3.html>
2. 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（医療広告ガイドライン）に関するQ & A（事例集）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/qa.html>